

観光 DX 推進による地域活性化モデル実証事業

公募要領

■ 公募期間（テーマにより公募期間が異なりますのでご注意ください）

①地域活性化の好循環モデル

令和7年2月 12 日（水）～令和7年3月 31 日（月） 17:00（必着）

②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデル

令和7年2月 12 日（水）～令和7年3月 26 日（水） 17:00（必着）

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 参事官（産業競争力強化）

連絡先： hqt-dx@ki.mlit.go.jp

注：電子メールによりお問い合わせください。

電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和7年2月

- 本事業は、観光地・観光産業における DX の推進に向けて、①旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータを活用し、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデル(地域活性化の好循環モデル)、②生成 AI の技術を活用し観光地・観光産業の業務効率化・経営高度化を図るモデル(生成 AI 活用モデル)及び③オープンデータ化の推進を通じて観光地経営の高度化を図るモデル(オープンデータ推進モデル)を構築し、「稼げる地域・稼げる産業」の実現による持続可能な観光地域づくりを目指す提案を求めます。
- 本公募で募集する3つのテーマ(①地域活性化の好循環モデル、②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデル)は、重複しての申請も可とします。
- 本事業終了後も、本事業で実現したモデル、サービス及びシステム(以下「本事業の成果」という。)を継続的に活用・展開することを求めます。
- 本事業は、企業等(企業、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、宿泊施設等をいう。以下同じ。)からなるコンソーシアムでの応募を基本としています。
- 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うもので、新規性のある取組や対象エリア・事業規模(連携事業者の範囲)等の拡大が見込まれる取組を対象とします。
- 採択にあたり合意した事項が行われない若しくは守られない場合、若しくは申請書類に虚偽の記載を行う若しくはヒアリング時に虚偽の発言をした場合等には、経費の全部又は一部が支払われないことがあります。
- 本公募は、令和7年度予算成立後、速やかに本事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続を行うものです。予算の執行は、令和7年度予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることがあります。

I. 実証事業の概要

1. 背景・目的

人口減少が進む我が国において、国内外との交流や幅広い経済効果をもたらす観光は、地方創生の切り札です。観光庁では、DX の推進が観光地・観光産業における課題の解決につながると考え、令和3年度から先進事例の構築に向けた実証事業等を実施しています。また、令和4年度は、「観光 DX 推進のあり方に関する検討会」を設置し、観光地・観光産業が抱える課題、解決の方向性、将来ビジョン、ロードマップ等について検討を行い、その結果を取りまとめました。これらの結果を踏まえ、「稼げる地域・稼げる産業」の実現による持続可能な観光地域づくりに向けて観光 DX を推進しているところです。

全国の観光地・観光産業において、インバウンドを含め急速に回復する観光需要を着実に取り込み、「稼げる地域・稼げる産業」を実現するためには、DX の推進を通じた観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化等による地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図る必要があります。しかしながら、まだ観光地・観光産業において DX の取組は十分に進んでおらず、また、取組を行なっている地域であっても、地域ごとに観光アプリ等の独自サービスを開発し、宿泊事業者等においては PMS 等を独自にカスタマイズするなど、地域間・事業者間での連携が進んでおらず、収益最大化を図れていない状況になっています。

この状況を踏まえ、DX の推進を通じて全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を創出することで各地に観光の恩恵を行きわたらせ、地域一体での持続可能な観光地域づくりを達成するため、①地域活性化の好循環モデル、②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデルの構築に取り組む以下の事業を募集します。

II. 募集内容

1. 応募条件

本事業の対象となる応募者は、次の全ての条件を満たす者としてします。

- (1) 本事業では、地域課題の抽出・解決策の提示、地域等での合意形成・体制構築、デジタル技術の活用、事業の自走化・マネタイズ等の地域内外の連携による多様な取組を求めることから、原則、企業等からなるコンソーシアムでの応募であること。
- (2) コンソーシアムは、代表を決め当該機関が代表して応募することとし、本事業を遂行する責任を負うこと。
- (3) コンソーシアムのいずれの企業等も予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (4) コンソーシアムのいずれの企業等も、国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) コンソーシアムのいずれの企業等も、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) コンソーシアムのいずれの企業等も、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

2. 募集対象事業

観光地・観光産業における DX を推進し、「稼げる地域・稼げる産業」の実現につながる先進モデルを構築するべく、以下の要件に合った実証事業を募集します。

(1) テーマと求める事業

令和3年度より取組を進めてきた実証事業では、DX の推進を通じた旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上、観光地経営の高度化の取組により、旅行者、観光産業、観光地の個別最適化を図る先進モデルに加え、観光デジタル人材の育成・活用を含め、それぞれが有機的に連携することで、観光地・観光産業全体の最適化を図る先進モデルを構築してまいりました。

令和7年度は、3つのテーマ(①地域活性化の好循環モデル、②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデル)のいずれかについて、先進モデルの構築に取り組む事業を募集します。①は、観光地・観光産業のいずれかを中心に、データを活用し地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環を図る取組を、②は、生成 AI の技術の活用による観光地・観光産業の業務効率化・経営高度化を図る取組を、③は、オープンデータ化の推進を通じて観光地経営の高度化を図る取組を、それぞれ対象とします。

なお、3つのテーマ(①地域活性化の好循環モデル、②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデル)については、重複しての申請も可とします。

① 地域活性化の好循環モデル

持続可能な観光地域づくりに向けては、訪日外国人をはじめとした旅行者、観光産業のデータを DMP にて収集・活用し、地域内の旅行消費額の向上に資する観光施策の実施等を通じて地域全体の消費拡大に取り組むとともに、地域に集積されたデータを活用し、データのオープン化等を通じて、産業・企業・スタートアップ等の新規参入や外部からの投資等によるイノベーションを起こし、更なる消費拡大、従業員の待遇改善等が図られることで、地域社会・経済の好循環につなげていくことが重要です。

そこで、地域活性化の好循環モデルの創出に向けて、以下①-1、①-2のいずれかに取り組む提案を募集します。なお、単に DMP の構築・改善によるデータの収集のみに留まり、課題に対する打ち手や収集したデータの分析に取り組まないものについては対象外となります。

①-1. 観光地を中心とした地域活性化の好循環モデル

DMO 等の観光地経営を担う者が中心となって、DMP にて収集した地域の移動・決済・宿泊・予約・アンケート結果等のデータを活用し、消費拡大に向けた観光施策の実施とともに、観光地の財源確保、訪日外国人旅行者を含む地方誘客・滞在長期化の促進にも取り組み、地域全体の更なる消費拡大、地域社会・経済の好循環を図るモデルを募集します。

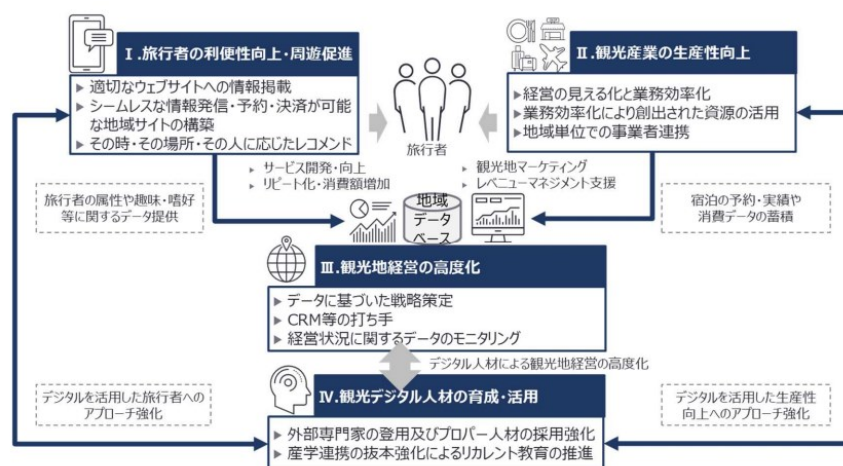
具体的には、地域における宿泊・体験・交通を含む多業種の決済・予約データ等を活用し、持続的に観光地経営を行うためのコンテンツの販路拡大や DMO 等の自主財源確保、観光施

設の需要に応じた価格改定等を通じ、地域内事業者の供給増と消費拡大を両立する取組を行うものです。また、訪日外国人旅行者を含む地方誘客・滞在長期化の促進による消費拡大に向けて、データを活用し、宿泊・交通事業者等の多様な関係者との連携によるサービスの高付加価値化等の取組を行うものです。

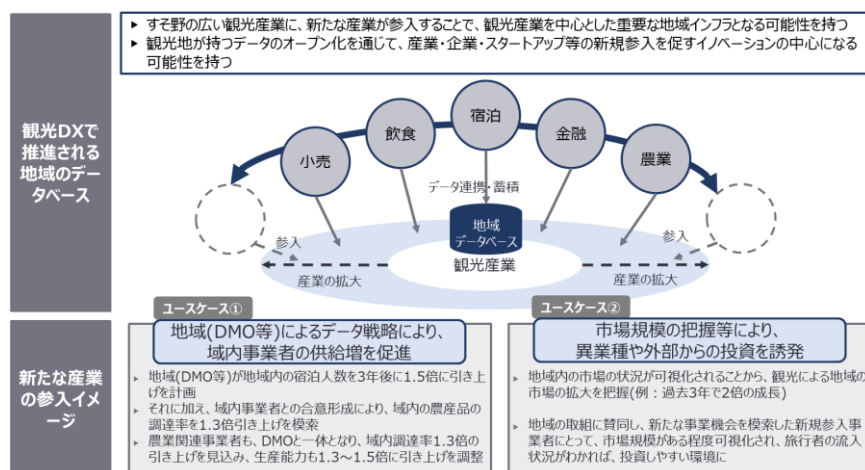
①-2. 観光産業を中心とした地域活性化の好循環モデル

宿泊事業者や旅行事業者等の観光産業に従事する者が中心となって、訪日外国人旅行者を含む宿泊・予約データを地域単位で収集・活用し、地域一体での観光産業の収益・生産性向上を図り、地域全体の消費拡大、地域社会・経済の好循環を図るモデルを募集します。

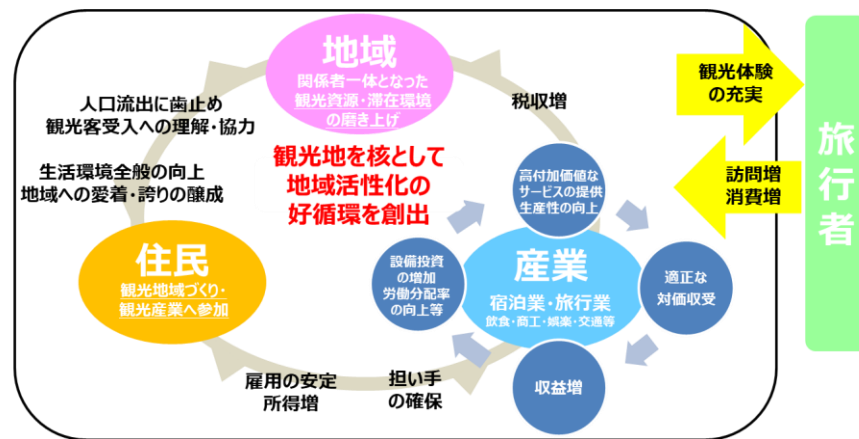
具体的には、観光産業の収益・生産性向上に向けて、地域単位で収集した宿泊・予約データを活用し、最適な販売価格の設定、客室稼働率の最適化、チェックイン業務の効率化等を通じた人員配置の最適化、地域内事業者の業務集約、共同仕入れ等の取組を通じて、稼げる産業・稼げる地域の両立に向けた取組を行うものです。



図：地域全体の消費拡大に向けた旅行者・観光産業・観光地の有機的な連携



図：地域活性化の好循環に向けた観光地・観光産業のデータ活用による関係者との連携



図：観光地を核とした地域活性化の好循環

② 生成 AI 活用モデル

生成 AI は利用者との対話等を通じた情報の要約や課題に対する示唆の提示等に長けていることから、生成 AI の技術の活用による観光地・観光産業の業務効率化・経営高度化等に大きく貢献する可能性を有しています。

そこで、観光庁では、令和6年度に「観光 DX における生成 AI の適切かつ効果的な活用に関する調査事業」を実施し、全国6つの地域や宿泊施設にて生成 AI を活用した観光地・観光産業における課題解決に向けた調査を行いました。

観光地においては、観光案内所における旅行者からの問合せ対応に多くの時間を要しているという課題に対して、生成 AI による回答案を活用し業務効率化を図る事例や、訪日外国人旅行者の口コミデータを含む多様なデータの分析が進まず観光施策に反映できていないという課題に対して、生成 AI を活用した多様なデータの分析とマーケティング施策の立案等を通じた経営高度化の事例に取り組みました。

また、観光産業においては、宿泊事業者の宿泊予約状況やマニュアルが従業員間で共有できておらず業務が属人化しているという課題に対して、社内 FAQ として生成 AI とビジネスチャットを接続し業務効率化を図る事例や、宿泊・予約データに基づく意思決定ができていないという課題に対して、PMS 等が保有する宿泊・予約データに基づく需要予測の分析等を通じた経営高度化の事例に取り組みました。

令和7年度は、観光地・観光産業が抱える課題に対して、生成 AI の技術を活用し、業務効率化・経営高度化に取り組む提案を募集します。

具体的には次のとおりですが、生成 AI の技術は今後、発展が見込まれることから、次の取組に限定するものではなく、観光地・観光産業の業務効率化・経営高度化につながる取組を対象とします。

- 観光地等における映像認識技術を組み合わせた待ち人数の分析～最適化
- 観光地等におけるインバウンド消費動向調査の個票データ等の分析・施策の提示
- 観光地等における観光資源の魅力が伝わる多言語での情報発信案の提示
- 観光案内所等における多言語での問合せの返信や掲示物・配布物の更新案の提示

- 観光案内所等における問合せ等への自動返信による対応時間の拡大～最適化
- 観光案内所等における音声認識技術を組み合わせた問合せの分析～最適化
- 観光案内所等における病院受入・災害・交通障害等に関わる情報収集の円滑化
- 施設等における OCR 等の文字認識技術を組み合わせた記録の分析～自動化
- 施設等における食品廃棄量等の分析による仕入量の改善案の提示～最適化
- 施設等におけるロコミ分析による販売プラン等の改善点の分析～最適化
- 施設等における大浴場・レストラン等の混雑状況等に応じた情報収集～最適化

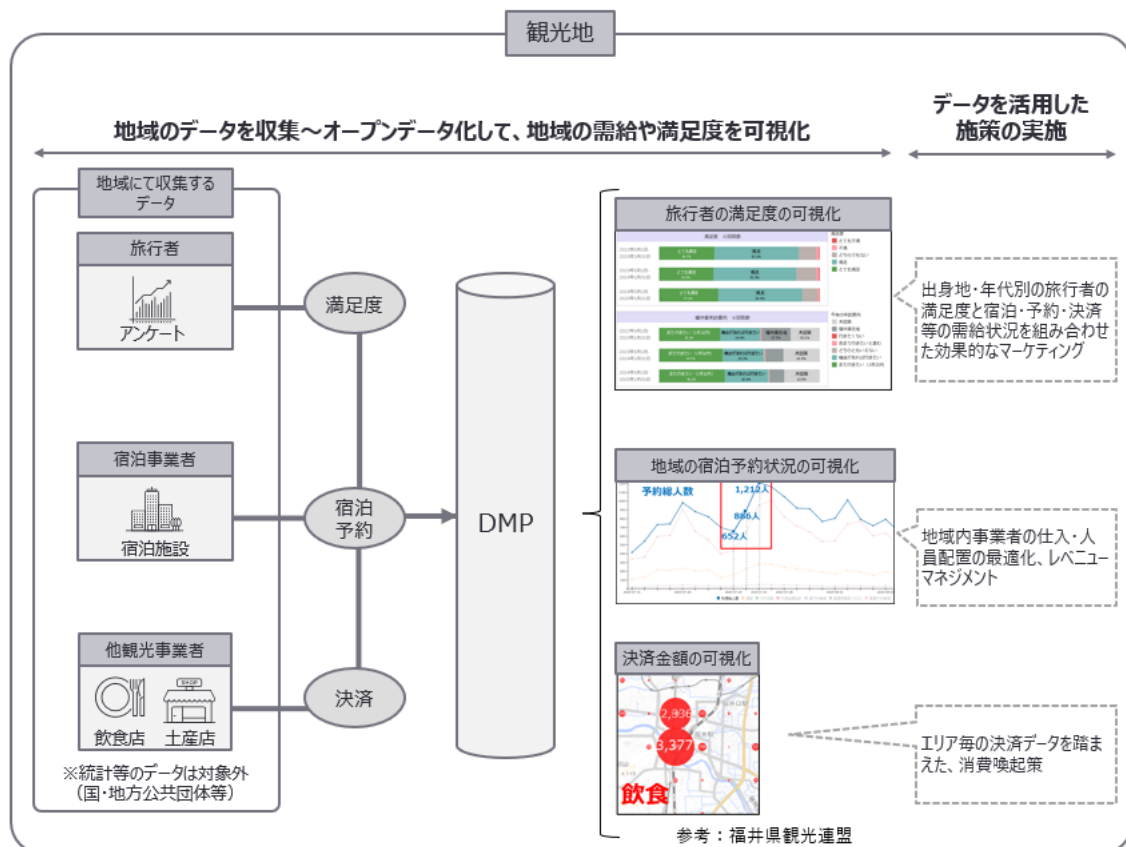
③ オープンデータ推進モデル

観光地経営の高度化において、DMP 等を用いた訪日外国人旅行者を含む旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータを収集するだけでなく、地域・事業者がデータを活用し旅行者の消費拡大・再来訪促進に有効な施策に取り組んでいくためには、収集したデータを可視化し、オープンデータとして公開することが重要です。

具体的には、地域における旅行者の移動・決済・宿泊・予約・アンケート結果等のデータを可視化し、オープンデータとして公開することで、地域の事業者による仕入・人員配置の最適化、レベニューマネジメントを通じた収益向上等の取組や、地域一体で駐車場の満空情報や交通事業者と連携したタクシー等の待ち人数の可視化による旅行者の利便性向上・周遊促進を通じた消費拡大につながる提案を募集します。

オープンデータ化の取組に際して、地域内の多様なデータを収集すべく、DMP 等と接続するシステムの導入・連携についても本取組の対象とします。

なお、本モデルは観光地経営に必要な地域内の多様なデータをオープンデータ化する取組を対象とするものであり、既に公開されている国・地方公共団体の統計等のデータのオープンデータ化といった取組は対象外となります。



図：オープンデータ推進モデルのイメージ

(2) 事業規模

本実証事業の規模(国費による部分)については、①地域活性化の好循環モデルは1事業あたり50百万円、②生成AI活用モデル及び③オープンデータ推進モデルは1事業あたり10百万円を上限と想定していますが、採択件数の多寡や、採択過程において、有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、事業内容・事業費を調整します。

3. 本実証事業の実施内容

実証事業者^{※1}は、本実証事業の実施に伴い、以下の業務に取り組むこととします。

各業務の詳細は、事業採択後に別途お知らせします。

※1: 本事業に採択されたコンソーシアム等

なお、本実証事業の進捗管理は、基本的に代表企業等が実施し、事務局(観光庁が別途指定する事務局を指す。以下同じ。)により進捗・執行管理補助を実施します。

(1) 事業計画書の作成

本実証事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ、事務局と調整の上、事業計画書を作成していただきます。事業計画書のフォーマットは、事業採択後に別途お知らせします。

(2) 実証実験の実施

以下の項目について留意し実証実験を行い、「稼げる地域・稼げる産業」の実現につながる先進モデルを構築していただきます。

○ 実施体制

- 地域課題の抽出・解決策の提示、地域等での合意形成・体制構築、デジタル技術の有効的な活用、事業の自走化・マネタイズ等の本実証事業を確実に遂行できる体制とすること。

○ 実証実験の円滑な運営

○ 地域の関係者への理解の促進

○ 実証結果の分析・評価

- ①地域活性化の好循環モデル、②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデルの取組による「稼げる地域・稼げる産業」の実現に向けて、実証内容に応じた適正な手法により、実証結果の分析・評価をすること。

(3) 実証成果報告書の作成

実施した実証事業に関する実証成果報告書を作成していただきます。本報告書には、本実証事業の実施内容のほか、実証実験の結果や構築したサービス等の詳細、課題の抽出、他の地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては事務局と協議の上で定めます。

4. 対象経費

(1) 本実証事業において対象とする経費

本実証事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。このうち、「1.応募条件」及び「2.募集対象事業」の要件を満たす本実証事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

I. 実証事業費	
①人件費	事業計画書・報告書等の作成、サービス開発、実証実験、分析・評価、先進モデルの構築等に従事する者の人件費。 なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、本実証事業に従事する部分の人件費を計上してください(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。) 裁量労働制を適用している場合には、エフォート率 ^{※2} による按分計上が可能です。 ※2: 本実証事業に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要なとなる時間の配分率(%)。
②旅費	本実証事業を行うために必要な出張に係る経費。
③謝金	本実証事業を行うために必要な謝金(例: 会議等に参加した外部専門家

	等に対する謝金)。 貴団体の謝金規定等に基づいて計上してください。ただし、国の支出基準を上回る場合は当該基準に基づき計上してください。
④借料及び損料	本実証事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
⑤消耗品費	本実証事業を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。 ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限りします。
⑥その他諸経費	本実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑤のいずれの区分にも属さないもの。 例:通信運搬費(例:郵便料、運送代、通信・電話料等) 光熱水料(例:電気、水道、ガスの料金等) 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用等 印刷費
Ⅱ. 再委託費	本事業に採択されたコンソーシアム参画企業等から、コンソーシアムに参画していない企業等へ本実証事業の一部業務を実施させる際に必要な経費。
Ⅲ. 一般管理費	本実証事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、Ⅰ.及びⅡ.の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

(2) 実証事業者以外への委託に関する事項

本実証事業の一部を実証事業者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、主たる業務の多くの部分を実証事業者以外の者に委託することはできません。

(3) 本実証事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事務局が精査し、事業完了後に実証事業者へ支出する精算払いとなります。ただし、金融機関との連携等による場合は概算払いを可とします。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合は、実証事業者が負担するものとします。

また、次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

以下のような経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 本実証事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ⑤ 恒久的な施設の設置及び大規模な改修に係る費用、耐久消費財及び用地の取得等の本実証事業の範囲に含まれない経費
- ⑥ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)及び出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他事業と無関係と思われる経費

5. 本実証事業の実施期間

原則として、採択後1ヶ月以内に事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和8年1月31日までの期間を、経費計上の期間としますが、個別の事情に鑑み、この期間外の実施についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

ただし、本実証事業終了後も、令和7年度末に開催を予定している成果報告会において本実証事業の成果を報告していただくことや、令和8年度以降においても、事業成果等の継続的な活用や、展開の進捗について継続して調査する予定です。

Ⅲ. 実証事業者の選定

1. 実証事業者の選定

(1) 選定方法

実証事業者の選定に当たっては、「(2) 選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、5月頃に実施予定の有識者等により構成される選定委員会において選定を行います。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。必要に応じて、ヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施します。

i. 形式審査

- 応募者が、「Ⅱ. 募集内容」の「1.応募条件」に掲げる要件を満たしていること。

- 応募内容が、「Ⅱ. 募集内容」の「2.募集対象事業」に掲げる要件を満たしていること。

ii. 内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査します。

＜審査における必須項目＞

- ① 事業内容の理解度
- ② 提案内容の的確性
- ③ 提案内容の独創性
- ④ 事業遂行の確実性

※詳細については、【別紙】審査項目をご参照ください。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等を公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

2. 応募方法

【申請書類の提出方法】

電子メールにてご提出いただきます。

注：件名の冒頭に【申請書類提出】と付記してください。

【宛先】

hqt-dx@ki.mlit.go.jp

【提出内容】 次の各書式を作成してください。

- 様式1:事業概要説明書
- 様式2:企業等概要書
- 様式3:事業計画
- 様式4:必要経費の内訳

注：様式1は、観光庁等が公表することを前提とし作成してください。

【提出形式】

- 様式1～3を1つにまとめた Microsoft PowerPoint 形式 1部
- 様式4 Microsoft Excel 形式 1部

注1：電子データは、ウイルスチェックを確実に実施した上で、提出書類全体で 10MB 以内に納めてください。（容量が 10MB を超過する場合は観光庁まで問合せください。）

注2：各様式は日本産業規格 A 列4版(A4)、日本語で作成してください。

注3：参考資料の提出は可能ですが、様式1～4の記載内容をもって審査いたしますので、必

要な事項については様式内に必ず記載ください。

【応募する際の留意点】

申請書類受領連絡は、受領確認後、観光庁よりメールを送付いたしますので、電話での問い合わせは控えていただくようお願いします。

hqt-dx@ki.mlit.go.jp から2営業日以内にメールでの連絡がない場合は、件名の冒頭に【提出確認】と付記したメールにて、問合せください。

【応募期限】

①地域活性化の好循環モデル

令和7年3月 31 日(月) 17:00

②生成 AI 活用モデル及び③オープンデータ推進モデル

令和7年3月 26 日(水) 17:00

IV. 留意点

1. 申請内容等について

- (1) 本実証事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 本実証事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合又は当該事業を中止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (4) 応募内容についてヒアリング(遠隔によるものを含む。)を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。
- (5) 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (6) 申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等の場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額又は一部が支払われないことがあります。
- (7) 選定過程及び選定後において、必要に応じて有識者による意見を踏まえ、実際の実証事業の内容を申請内容(提案内容)から変更することがあり、申請内容等のおりに実証を行うとは限りません。

2. 事業期間中について

- (1) 実証事業者は、観光庁及び事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、観光庁、事務局及び有識者から、事業内容や必要経費等についてコ

ーチング(改善指導等)を実施することがあり、これに伴って事業内容等を大きく変更していただく場合があります。

3. 事業完了後について

(1) 実証事業者は、事業完了後1週間以内に、次の書類を提出していただきます。

(書類の様式は、実証事業者に対し別途指定します。)

- 実証成果報告書(本実証事業にて構築したサービスやシステムの仕様や構成が分かる説明等を含む)
 - 経費内訳報告書
 - 業務従事日誌(人件費を計上する者に限る。)
 - 労働時間明細書(人件費を計上する者に限る。)
 - 人件費単価表及び計算書(人件費を計上する者に限る。)
 - その他の経費証憑書類
- (2) 実証事業者は、観光庁において実施予定の成果報告会等において、進捗状況、取組内容、成果等を報告していただく場合があります。
- (3) 事業完了後には、データを活用した地域活性化の好循環に向けた取組、生成 AI の技術の活用による観光地・観光産業の業務効率化・経営高度化に向けた取組及びオープンデータ化の推進による観光地経営の高度化に向けた取組の参考となるよう、国等により事業内容や成果を公表し、実証事業者においても事業成果の情報発信を求める予定です。なお、「3.(1)」において提出した実証成果報告書を国において公開することがあります。
- (4) 本事業終了後においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業に係る報告を求めることや、関係者への事情聴取及び事業成果の発表を求める場合があります。

4. 事業経費・精算について

- (1) 応募申請時には明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における実証成果報告書の内容によっては、全部又は一部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁が事業を採択した後、事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和8年1月31日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではありません。)。このため、応募に要する経費等は、事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているサービスやコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に提供されているサービスやコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外とします。
- (5) 実証事業者は、本実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払領収書等)を整理し、事業完了後1年間保存しなければ

なりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。

- (6) 実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や本実証事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを観光庁及び事務局が精査し、金額が確定したのち、精算払いとなります。

5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から本実証事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に事務局に報告するとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容について事業実施報告書への記載を求める場合があります。

6. その他

- (1) 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。
- (2) PR 映像撮影、報道機関への発信、イベント、広報活動等の協力を依頼する場合があります。
- (3) 提出書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)において、開示対象となる場合があります。
- (4) 本実証事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。
 - ① 成果物に関する著作権^{※3}、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
 - ② 成果物に含まれる実証事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
 - ④ 実証事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。

※3:著作権は、次の一切を含むこととする。

「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」

- (5) 本実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
 - ① 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業完了後についても、その秘密を保持し、本実証事業以外に使用しない。
 - ② 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報につい

ては、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁と事務局で協議の上、令和8年3月31日以降速やかに全て消去する。

(6) 秘密の保持

観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律 66 号）に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。